



コスモす

保育だより



3月末にお別れ遠足をしました。ちゅうりっぷ組、すみれ組の子ども達全員で生田緑地にある枡形山まで歩いて行きました。枡形山では、遊具で遊んだり、展望台に登ったり、楽しく過ごしました。すみれ組はお弁当を持って行き、お別れする友達と楽しい時間をゆっくり過ごすことができました。

4月7日には「進級・入園お祝い会」を行いました。ちゅうりっぷ組からすみれ組に進級した子ども達は、緊張しながら名前を呼ばれると元気に手を挙げていました。ちゅうりっぷ組からは0歳児から1歳児に進級した子どもや慣らし保育中の新入園児が参加しました。みんなで一緒に春の歌をうたったり、パネルシアターを見ました。みんな落ち着いて椅子に座り、集中しながらも楽しく声を挙げて笑ったりして楽しくお祝いすることができました。今年も地域の方々の関わりを大切にしながら、元氣いっぱい楽しく過ごしていきたいと思っています。 常勤保育士 芹澤恵子記



コスモす保育園 川崎認定保育園 A型 になりました!

4月になり、28年度川崎認定保育園A型として新しいコスモす保育園がスタートしました。川崎市では、平成27年度より子ども・子育て支援制度がスタートしました。 今後は、公立保育園は一区に一園程度となると予想されます。 民間に移行された社会福祉法人、企業が経営する認可保育園、川崎認定保育園A・B型、おなかま保育園等、多様な事業形態で待機児童ゼロを目指しています!



認定A型とは、土曜日の開設と保育士の配置基準が有資格者二分の一から三分



宮前コスモスの家だより

グループ 華だより

北風が厳しい日、先生が電車を乗り継いでおいでくださり、その熱意とお元気に励まされ、私たちお稽古日には会員のお庭で丹精込めて育てられた花々をまた旅先での思い出の写真から風景画をと、それぞれ懸命に取り組みました。 一日では仕上がらず、二日、三日先に完成という度もありますが、何分にも高齢の会員ですから、ゆっくり、でも感性豊かさをモットーにする集いでもあります。秋のふれあいまつりに展示させて頂くのが一つの大きな目標になっています。 コスモスの家 杉村敦子記



特定非営利活動法人・秋葉亭 コスモスの家
〒214 0034 川崎市多摩区三田二-15-13
TEL 044-931-2425 FAX 931-2444



国会でも話題となった保育園不足、一向に減らない待機児童、「一億総活躍」と謳い上げながら、現実子どもを預ける場所もなく公立保育園はどんどん減られ民間に移行、保育園があっても、保育士不足に悩まされています。 また、働く女性は妊娠がわかったとたん、不当な解雇を言い渡されることも少なくありません。 この状況に子育てだけでなく介護も加わり、今後介護職も増加の一途をたどることが予想されます。 少子高齢化は、これからの日本にとって重要かつ最大の課題となります。



有馬コスモスの家だより

笑って話してみんなで創る五七五



「有馬小学校ふれあいデイサービスセンター・有馬コスモスの家」は介護予防のデイサービスを開業して十五年になります。健康寿命を目指したプログラムのうち、今回は「脳トレ」の一部を紹介します。 当日の兼題から連想することを話し合い、話した内容をメモし、その中から一句にして鑑賞する。また五・七・五の三グループに分かれてそれをつなぎ合わせて一句にし、鑑賞するといった二つの方法で、名句ならぬ迷句をみんなで創りあげます。みんなで話し、考えることに意義がある。 「何とかなるものだ」「おもしろい句もできるものだ」と参加者の弁

★露の曇天ふら一番いも一番
★露の葉胡麻和えにしたらどんな味
★恋を知らないなんて嘘でしょう
★初恋はスミレのような人だった
★花衣指折り数え場所取りに
★場所取りの日ごろの憂さを津田山で
★春の風箏を敷いて恋語る
笑って話して考えての即興句、誰でも俳句・川柳ができそうな気がしませんか? 有馬コスモスの家 山口洋美記



これまでに類を見ない超高齢化社会に日本がどう対処していくのか全世界が注目しています。 日本の少子高齢化問題は、今後、世界のモデルケースになりうると思います。

次世代を担う子どもたちをより良い環境の中で育てていくことは長じて高齢者と介護する家族にも影響大と考えます。 介護の担い手は、若い世代の肩にかかっているといっても、過言ではありません。 2025年には4人に1人が高齢者となるという統計が出ています。



コスモスの家は子どもと高齢者を取り巻く環境を両方の視点から考察し、この重要な課題に対処していきたいと思っています。

地域支援事業とは？

介護保険制度改定に向けて！

介護保険制度の改定が平成27年度から開始され、各事業所も対応に追われています。

3月5日にコスモスの家デイルームを会場として総合事業の展望と協働のまちづくりをテーマに「介護保険制度をよくする会」主催の講演会が開かれました。

講師は立正大学社会学部福祉学部濱畑芳和准教授。

★総合事業とは
介護保険法改正により、従来の要支援高齢者を対象とした新しい事業を開始。

①サービス
介護予防給付における訪問介護、通所介護を「介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）」に移行 *川崎市は2016年4月に移行

総合事業には「介護予防・生活支援サービス事業」があり、その内容は

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメントと一般介護予防事業（従来の介護予防事業を基本的に継承）があります

川崎市では、予防訪問介護と予防通所介護を「現行相当サービス」「基準緩和サービス」「スーパー基準緩和サービス」の3段階に分類。



●現行相当サービスとは
現行サービスと同様のサービス基準および職員配置基準が適用（訪問型は「訪問介護員」通所型は3時間以上の支援）
●基準緩和サービスとは
訪問型は「簡易研修修了者」が行い、身体介護は含まない。通所型は1・5時間以上の支援

●スーパー基準緩和サービスとは
資格要件なし（住民参加・ボランティア）
活動内容は多様（訪問型については訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等については拘束されない）
広告・宣伝のみの助成（報酬設定なし、利用料徴収分はなし）訪問型の場合初回のみ介護予防ケアマネジメント費の算定

②利用対象者

- 総合事業の対象者は、要支援1・2高齢者のほか「基本チェックリスト」によって判定される「介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下事業対象者）」が加わる
- 「事業対象者」は従来の要支援程度の介護度で対象の可否が判定される
- 「事業対象者」認定期間の終期（期限）がない（要支援者の場合は期限がある）
- 「事業対象者」の利用できるサービスは、「総合事業」サービスに限られる（要支援高齢者は従来のサービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用可能）

③移行措置

現在の「指定事業者」は「みなし認定」により総合事業のサービス事業者となる

★改正による事業所への影響と今後の取り組み

●事業所自体は当面現状通り継続されることが想定される（ただし、報酬基準が変更され要支援2、週1回程度が大幅減収）

●サービス提供担い手の問題は「基準緩和サービス」で従来の有資格者ではない人たちに参加してもらう（簡易研修）ことで解決を図ろうとする

●川崎市は「スーパー基準緩和サービス」についていまだ検討中

★今後の事業所の取り組み

- 高齢化の進展⇨利用者の増加、これに対する少子化⇨担い手不足が同時進行することへの危機感
- 要支援・要介護にさせない取り組みとして「担い手」になってもらうための「地域でのサービスづくり」しかし、一歩間違えうと「地域ぐるみでの老老介護」になるおそれ
- おそらく鍵となるのは「スーパー基準緩和サービス」にどれだけNPOがアイデアを出し、事業化を図れるか（公的助成も視野に入れている）
- 何を差し置いても「生存権を保障するまちづくり」を継続することが良いまちを維持することができる

第十三回 ふれあいまつり開催

毎年恒例のふれあいまつりが生田中学校特別創作活動センターで開催されました。

地域の方々にたくさんご来場いただきました。

恒例のバザー、宮前コスモスの家絵画サークル、グループ華の作品展示、喫茶室、五反田自治会婦人部のコーラス、三田ハーモニカ愛好会による演奏、楽しい一日となりました。



喫茶室では、豚汁やおにぎり、おいなり、手作りケーキが好評でした！

